

分類例規(昭和62 年12 月23 日付蔵関第1299 号) の一部改正について

H25.9.1～実施

(財関第833号 H25.7.23)

改正の主なポイント

テラコッタ製のクラッディング部材について、陶磁製の壁用のタイルとして分類することを決定。

《解説》

1. 建物の壁等の表面に直接固定されるものでなくとも、壁等に固定されたレールに金具で取り付けられるようなものは、壁等に固定することを目的としたものと認め、陶磁製の壁用のタイルとして、第69.07項に分類する。
2. 具体的事例を掲載(1事例)。

※税関ホームページに品目分類事例としても同時に掲載(http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)。

